

## 一般社団法人 京都社会福祉士会2022年度研修開催に関するガイドライン

当会では、新型コロナウイルスの流行拡大に伴い、2020年度に「研修開催に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」)を作成し、対面研修開催の可否、オンライン研修への移行等について決定してきました。

2022年度につきましては、2020年度、2021年度の研修実施状況を踏まえ、「ガイドライン」の改定を行いました。感染状況が刻々と変化をしている中で、質の確保がなされた研修を開催するには、臨機応変な判断と参加される会員の協力が必要です。研修開催についてご理解いただき、ご承諾くださいますようお願いいたします。

### 【開催基準】

1. 下記の場合は、研修の開催中止、開催延期、開催方法の変更を行います。
  - ① 生命や健康に重大な影響を与える感染症等が、京都府内で広く流行している場合
  - ② 国、地方自治体が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等を発令し、京都府あるいは京都市が該当地域に当たっている場合
  - ③ 感染症対策が可能な会場が確保できない場合
  - ④ 講師、スタッフが確保できない場合
  - ⑤ その他、研修効果が得られる研修が開催できない状況が発生した場合
2. 開催中止、開催延期、開催方法の変更(オンライン研修への変更)の判断は、開催日の2週間前までに運営担当者と協議の上、会三役(会長、副会長、事務局長)が行います。
3. 研修の開催を中止・延期した場合、代替の研修については、感染の状況、日程、会場、講師等の確保等から判断します。開催しないということもあり得ます。なお、年度をまたいでの開催になる場合もあります。
4. 万が一、集団感染等が発生した場合において、会から補償はできません。ご了解ください。

### 《会の責務》

1. 研修開催に努める。
2. 受講生が安心・安全に受講できるよう環境を整える。(研修会場の対策、オンライン研修実施環境の整備を含む)
3. 講義内容の質を担保する。
4. 開催中止等になった場合の救済方法(補講、受講料、次年度の受講等)の検討、実施に努める。
5. 講師、スタッフの健康状態を把握し、感染防止を図る。
6. 参加者から、新型コロナウイルス等の感染、濃厚接触者や接触者となった等の報告があった時は、個人情報に気を付けて参加者、スタッフ等に伝える

#### 《受講生の責務》

1. 体調不良等、少しでも感染した疑いがある場合は、欠席すること。(対面研修の場合)
2. 事業所等に所属している者は、必ず所属先から、開催日毎で受講許可をもらうこと。(対面研修の場合)
3. 受講にあたっては、マスクの着用等、必ず感染防止対策を行うこと。(対面研修の場合)
4. オンライン研修に対応できるように、受講できる環境を整えるとともに、必要な機器等の準備をすること。(WEBカメラ、マイクは必須)
5. 会からの連絡に注意し、対面、オンラインのどちらでも対応できるように準備しておくこと。
6. 開催中止等の判断に対して、異議を申し立てないこと。
7. 研修後新型コロナウイルス等に感染した時、濃厚接触者や接触者となった時等は、速やかに会に連絡をすること。(受講者、スタッフ等と情報共有します)

#### 《最後に》

コロナ禍における研修の開催方法については、様々な意見があると思いますが、当会は研修開催の意義、研修効果の観点等から総合的に考え、2022年度においては「対面研修を基本とし、状況によってはオンライン研修等の形での開催を検討する」としました。ご理解賜りますようお願いいたします。